リースアップパートナーズ入札会規定

日本 GE 株式会社

2010 年　 1 月　 1 日制定
2013 年　 4 月　 1 日改定

目　　次

第１章　会員資格 3

第２章　運営 5

第３章　出品 6

第４章　入札 9

第５章　解約に関する規定 12

第６章　手数料 12

第７章　自動車税 13

第８章　ペナルティ 13

第９章　インターネットを利用した入札 . エラー！ ブックマークが定義されていません。

第１０章　その他 145

ペナルティ規定 16

記載事項相違車両ペナルティ規定（出品者負担） 17

このリースアップパートナーズ入札会規定（以下「本規定」という。）は、日本ＧＥ株式会社が運営する「リースアップパートナーズ入札会」（以下「当会」という。）の運営に関する事項を定めた規定になります。

第１章　会員資格

第１条（入会資格）

当会への入会は、以下のすべての条件を満たす方に限り当会の審査を経て認められます。

（１） 古物商許可証を取得していること。（行商する届け出がなされているもの）。

（２） 常設の営業拠点を持ち、実際に営業していること。

（３） 創業から１年以上が経過していること。

第２条（入会方法）

１）当会への入会をご希望の方は、当会所定の入札会参加申込書（以下「入会申込書」という。）に必要事項をご記入のうえ、これを当会宛てご提出下さい。入会申込書をご提出頂いた後、当会にて、入会資格等について審査させて頂いたうえ、入会申込者宛て、書面にて入会の可否をご通知します。

２）入会を認めさせて頂いた方には、入札会参加承諾書（以下「入会承諾書」という。）を差し上げた後､速やかに第 3 条 1 項に定める所定の入会金および年会費をお支払いの後、当会の会員として直ちに登録させて頂きます。この場合、当会は会員として登録させていただいた方（以下「会員」という。）に対し、メンバーズカードを発行致します。

３）会員の方には、メンバーズカードがお手元に届くまでの間、当会が発行する仮メンバーズカードにより当会へ参加することができます。

第３条（入会金および年会費）

１）会員となられる方には、当会が発行した入会承諾書記載の期間内に、入会金として５万円および年会費として５万円をお支払い頂きます。但し、年度途中の入会の場合は､年会費５万円を１２等分した額に入会月の翌月から起算して年末までの残月数分を乗じた額（１００円未満切り捨て）をお支払い頂きます。なお、入会金および年会費には別途消費税を加算させて頂きます。

２）入会承諾書記載の期間内に入会金および年会費をお支払い頂けない場合は、当該入会承諾書は無効とさせて頂きます。

３）入会年度の翌年以降の年会費５万円については、毎年１２月３１日までに当会指定の銀行口座宛、振り込みにてお支払いください。なお、上記期日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日にお支払いください。

４）入会金および年会費は、会員資格の有効期間中の退会その他理由の如何を問わず、一切返戻致しません。

第４条（入会・メンバーズカード）

１）当会から入会承諾書が届き第３条第１項に定める入会金および年会費を支払われ当

会の会員となられた方は、当会の行う入札会に参加することができます。

２）会員が、入札会場へ入場するときは、必ずメンバーズカードを携行しなければなりません。メンバーズカードを不携帯の場合、入札会場での入力端末機を使用する入札には参加できません。但し、第2条第3項に基づき交付を受けた仮メンバーズカードにより入場する場合はこの限りではありません。

３）会員が、メンバーズカードを紛失した場合は、速やかに当会へその旨を届け出なければなりません。

４）会員によるメンバーズカードの紛失が原因で生ずる一切の紛争および損害賠償責任は、その会員が負うものとし、当会は一切の責任を負いません。

５）メンバーズカードの再発行、追加発行を希望する会員には、メンバーズカード１枚につき１，３００円の発行手数料とその消費税を当会へお支払い頂きます。

６）会員が、本規定に基づき会員資格を喪失した場合には、速やかに当会の指示に従いメンバーズカードを当会に返還して頂きます。

７）会員が仮メンバーズカードを所持している場合において、当会からメンバーズカードの交付を受けたときは、速やかに当会に対し、当該仮メンバーズカードを返還して頂きます。

第５条（有効期間）

１）会員資格の有効期間は、１月１日から１２月３１日までの１年間とします。但し、上記期間途中に入会された会員の有効期間は、会員として登録された日から、当該入会年の１２月３１日までとします。

２）前項に定める有効期間は、第３条第３項に定める期日までに翌年度の年会費をお支払い頂いた場合に限り、さらに１年間、延長されるものとし、以降も同様とします。

第６条（任意退会）

会員は、前条の有効期間が満了するよりも前に退会を希望される場合、退会希望日の１か月前までに当会宛て書面にてその旨通知すれば、当該退会希望日に退会することができるものとします。

第７条（強制退会等）

会員について、以下の各号の一つにでも該当する事由が認められる場合は、当会は、その会員に対して、入札会への参加を制限できるほか、催告なくして書面による通知によって同会員を強制的に退会させ、または会員資格の有効期間の延長を拒絶することができるものとします。会員は、この入札会への参加制限、強制退会および会員資格の有効期間延長拒絶に対して、損害賠償等の金銭的請求その他一切の異議を述べることはできないものとします。

（１）当会に対する債務の支払を遅滞したとき。

（２）小切手または約束手形を不渡りとしたとき、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納処分を受けたとき、または破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき。

（３）出品車両または落札車両について走行距離メーターの巻き戻し（走行距離メ

ーターの交換を含む。)、その他不正行為を行ったとき。

（４）当会における取引に関連すると否とを問わず、法令（輸出貿易管理令を含む。）に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき。

（５）公安委員会から古物営業法に基づく立入り、指示処分、営業の全部若しくは一部の停止および許可の取消しを受けたとき。

（６）本入札会規定の一つにでも違反したとき。

第８条（会員登録の抹消）

前第３条により退会（会員資格の喪失を含む。）となった会員については、退会と同時に会員登録を抹消させて頂きます。

第９条（会員登録内容の変更）

会員は、住所、商号、代表者等、入会時に申告頂いた事項に変更があった場合は、速やかにその旨を当会に届け出るものとします。

第２章　運営

第１０条（運営の主体）

当会は、日本ＧＥ株式会社が運営するものです。

第１１条（開催日、開催時間、開催地）

１）入札会の開催日は、原則として、以下のとおりとします。

東京リマーケティングセンター：毎月２回、第２週と第４週の月・火曜日に開催
神戸リマーケティングセンター：毎月２回、第１と第３の水・木曜日に開催
福岡リマーケティングセンター：毎月２回、第２週と第４週の火・水曜日に開催

２）入札会の開催時間は、原則として、以下のとおりとします。

東京リマーケティングセンター：月曜日は午前９時から午後５時まで。
火曜日は午前９時から午後１時まで。
神戸リマーケティングセンター：水曜日は午前９時から午後５時まで。
木曜日は午前９時から午後１時まで。
福岡リマーケティングセンター：火曜日は午前９時から午後５時まで。
水曜日は午前９時から午後１時まで。

３）入札会の開催地は、原則として、以下のとおりとします。

東京リマーケティングセンター：東京都江戸川区臨海町２丁目４番３号
神戸リマーケティングセンター：兵庫県神戸市中央区港島５丁目１番
福岡リマーケティングセンター：福岡市東区多の津４丁目１番２１号

４）当会の事情により開催日、開催時間及び開催地を変更する場合もございます。その場合は、予め会場内に変更事項を掲示させて頂きますので、会員の方は適宜掲示をご確認下さい。

５）地震、風水害等の自然災害、コンピュータの不具合および入札会開催地の設備等の不測の事故により、入札会の運営ができない場合は、当会の裁定に従うものとし、これにより会員に取引上の損害が発生しても当会は一切の責任を負いません。

第１２条（入札方法）

１）当会における入札方法は、入札投票方式によるものとします。但し、当会の判断において、一部の取引をセリ上げ方式で行うことができるものとします。

２）入札会の開催地において入札に参加するほか、会員は、当会の定める方法によりインターネットを利用して入札を行うことができるものとします。なお、使用するパソコンなどの機器については、会員の費用負担にて当会サイトへの接続環境を整えるものとします。

３）インターネットを利用して入札する会員は、別途当会が通知するインターネット上のアドレスに自らアクセスし、サイト内の入札手順に従って入札するものとします。

第１３条　（成約）

当会における取引は、入札を行う会員が入力端末機に出品車両の最高値にあたる入札金額を入力し、そのデータがホスト機に転送された時点またはインターネットを利用した入札データが当会に受信された時点の入札金額を当会が承認した場合に落札となり、出品車両の出品者（以下「売手」という。）と落札者（以下「買手」という。）との間に本入札会規定に定める条件により出品車両の売買契約が成立するものとします。但し、当会が売手の希望する最低価格を下回る入札金額を承認する場合には、第１７条（２）号に定める場合を除き、予め売手の口頭での同意を得るものとします。

第１４条（禁止行為）

当会においては、以下の行為を禁止します。

（１）第三者に対する名義貸しによる入札。

（２）出品車両に関する入札以前の会員間の直接交渉による売買契約。

（３）当会会場内における、流札車両に関する会員間の直接交渉による売買契約。

（４）その他当会の運営の妨げとなる一切の行為。

第１５条（裁定）

売手、買手は、当会における取引に関して生ずる諸問題について、円満に解決し、当会の秩序維持に努めるものとし、解決困難な事態が発生した場合は、当会の裁定に従い、これを解決するものとします。

第３章　出品

第１６条（出品資格）

売手は、当会の会員で、当会が承認した方に限ります。

第１７条（事前の同意事項）

売手には、以下の事項について、同意頂きます。なお、売手は、出品により以下の事項に同意したものとみなされます。

（１） 売手は、出品車両につきトラブルが発生したときは、当会の裁定に従うものとします。

（２）入札会開催当日、売手が入札会場において入札に立会うことができない場合は、当会コンダクターが売手の希望する最低価格に対する調整権限（1 万円）の範囲内で売手の同意を得ずに取引を成立させることができるものとします。

（３）買手が、落札者たる権利を喪失したときは、当会が当会の選択により、当該車両を当会が適当と認める方法により任意に売却処分することができるものとします。

（４）売手はその他本入札会規定を遵守するものとします。

第１８条（出品する車両に関する条件）

１）以下の各号の一つにでも該当する車両の出品は認められません。売手が当会に秘匿して以下の各号に該当する車両を出品したことによる損害については売手に負担して頂きます。但し、当会が出品を認めた車両についてはこの限りではありません。

（１）法的、金銭的にトラブルがある車両

（２）事故現状車

（３）冠水車

（４）走行距離を改ざんした車両（走行距離メーターを交換していた場合も含む。）

（５）接合車

（６）その他当会が出品不適当と判断した車両

２）当会が出品を認めた車両であっても、当該車両の走行距離に疑義が生じた場合は当会は出品取消しの措置を講じ、当該車両の出品料を売手に請求することができます。

第１９条（出品車両の保管責任）

当会は、売手が入札会場に搬入した出品車両について当該搬入から搬出までの間、天災・地変・その他当会の責めに帰すべからざる事由によって発生した損害については、当会は一切の責任を負わないものとします。また、盗難による部品損害について、標準装備品および装備が出品票に記載されたものに限るものとし、中古部品相当額をもって損害の限度とします。

第２０条（出品の手順）

１）当会への出品の手順は、以下のとおりとします。

（１）入札会開催日を含め６日前までに、出品する車両を所定の時刻、場所に搬入して頂きます。

（２）所定の出品票に必要事項（リサイクル料預託済の有無を含む。）をご記入のうえ、当会にご提出下さい。なお、出品の手続、出品票の作成等を代理人に依頼した場合は、その代理人と会員本人双方とも、同出品に関する一切の責任を負うことになります。

（３）自動車検査証の検査有効期限がないものとして出品する場合は、必ず出品する車両から登録番号標板を取り外したうえで、出品して頂きます。

（４）車検付のものとして出品する場合は、出品票に自動車検査証の検査有効期限の年月日と登録番号をご記入頂き、これに自賠責証券を添付してご提出頂きま

す。

（５）出品する車両について譲渡書類（譲渡証明書、委任状および印鑑証明書等）の再発行が不可能な場合は、予め出品票にその旨ご記入下さい。

２）出品者は、出品する車両内の個人情報にかかる残留物および搭載物については出品する前に取り除かなければ当会へ出品してはならないものとします。

第２１条（付属品）

出品する車両には、取扱説明書、整備記録簿、保証書、ジャッキ、工具、スペアタイヤのすべてが付属していることが必要です。これらの付属品のうち一つでも欠落している場合は、予め出品票にその旨ご記入頂くこととし、当会で出品を認めた場合に限り、出品できるものとします。

第２２条（表示の消去について）

出品する車両に商号、屋号、ロゴマーク等の表示がある場合、その表示の消去は買手の費用と責任において実施されることとなっております。但し、将来の紛争を予防するため、売手において、事前にその表示を消去したうえで、出品されることをお勧めします。

第２３条（譲渡書類）

１）譲渡書類(譲渡証明書、委任状、印鑑証明書その他譲渡に必要な書類およびリサイクル券。以下同じ。)は、当該車両の成約日から７日以内に、当会にご提出頂くものとします。

万が一、譲渡書類のご提出が上記期間経過後となる場合は、売手には当会に対して下記のペナルティをお支払い頂きます。

なお、成約日から３６日以内に譲渡書類をご提出頂けない場合に、買手から解約の申入れがあったときは、売手には、当会に対し、下記のペナルティをお支払い頂くほか別途所定のペナルティ（第８章　ペナルティ）および落札料、車両の陸送料等をお支払い頂きます。

記

成約日から８日後～１５日後まで　…１５，０００円
成約日から１６日後～２５日後まで…２０，０００円
成約日から２６日後～３５日後まで…５０，０００円
成約日から３６日後～　　　　　　…１００，０００円
成約日から３６日以降で買手が解約を希望する場合…７０，０００円

２）印鑑証明書、委任状等は、成約月の翌月末日まで有効期間があるものをご提出頂きます。

３）やむを得ない事情により、買手が車両について所有名義変更の登録手続をとる以前に印鑑証明書、委任状等の有効期間が経過した場合は、売手の方には、有効期間のある印鑑証明書、委任状等との差し替えに応じて頂きます。

第２４条（代金決済）

１）売手から当会に対する譲渡書類の提出が確認されることを条件に、原則として成約月の翌月１５日(但し、１５日が金融機関の非営業日の場合には翌営業日)限り、当会から売手に対して、当会で成約された車両の代金（以下「売買代金」という。)、リサイクル料預託金相当額（預託済の場合のみ）をお支払いします。万一、譲渡書類の提出が遅滞した場合は、前記支払期日以降のお支払いとなります。

２）前項の場合において、売手がリサイクル料預託金相当額を預託済みであるにもかかわらず、第２０条第１項（２）における出品票にリサイクル料預託金相当額を預託済であることの申告がなかった場合には、当該リサイクル料預託金相当額はお支払いできません。

第２５条（手数料）

売手には、成約の有無に関わらず、出品毎にその翌月１５日(但し、１５日が金融機関の非営業日の場合には翌営業日)限り、当会所定の手数料（第６章　手数料）をお支払い頂きます。

第４章　入札

第２６条（入札資格）

当会での入札は、当会の会員に限らせて頂くものとし、入札会当日にメンバーズカードをご提示頂けない場合は、原則として、入札をお断りさせて頂きます。

第２７条（事前の同意事項）

入札に参加される会員(以下「入札者」という。)には、以下の事項について同意頂きます。なお、入札者は、入札により以下の事項に同意したものとみなされます。

（１）買手は、落札した車両につきトラブルが発生したときは、当会の裁定に従うこと。

（２）当会が不正防止を目的として当会において出品され落札された車両の走行距離メーター数等の情報および落札者名を日本オートオークション協議会またはこれに準ずる機関に開示すること、または当該車両の転売情報等について、日本オートオークション協議会またはこれに準ずる機関からその情報を取得すること。

（３）買手は、落札した車両を朝鮮民主主義人民共和国、キューバ共和国、イラン・イスラム共和国、スーダン共和国、およびシリア・アラブ共和国に所在する者に対しもしくはそれらを仕向け地として売却もしくはその他譲渡しないこと。また、買手が物件を第三者に対して売却もしくはその他譲渡する場合は、適用ある全ての日本の法律・規則に従うこと。

（４）入札者はその他本入札会規定を遵守すること。

第２８条（出品車両の品質確認）

入札者は、事前に現車の下見および品質確認を必ず実行してください。

第２９条（車両に関するクレーム）

１）売手は、落札した車両を現状有姿のまま買手に引渡すものとし、これにつき瑕疵担保責任を負わないものとします。

２）買手は、当会で落札した車両について、本入札会規定に別段の定めがある場合を除き、当会および売手に対し、損害賠償、取引の解約等一切のクレームを申し立てることはできないものとします。

第３０条（代金の決済）

１）当会は、買手に対し、当会で落札した車両の代金、リサイクル料預託金相当額および所定の手数料等を記載した計算書をファクスにより通知するものとします。

２）買手は、当会に対し、落札日から４営業日以内（以下「支払期限」という。）に、当会から通知を受けた売買代金、リサイクル料預託金相当額および所定の手数料等（第６章　手数料）を当会の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとします。なお、当該売買代金および所定の手数料等の当該銀行口座への振込手数料は買手の負担とします。

３）買手が、前項の売買代金または所定の手数料等（第６章　手数料）の支払を遅滞したときは、支払期限の翌日から当該売買代金、リサイクル料預託金相当額および所定の手数料等の支払が完了する日まで、遅滞金額に対して年１４．６％の割合による遅延損害金を当会にお支払い頂きます。

４）当会が特別に認める場合を除き、売買代金または所定の手数料等（第６章　手数料）未決済の会員については、入札への参加をお断りさせて頂きます。

５）買手は、本入札会規定（第５章　解約）に基づき売買契約を解約し、当会所定のペナルティを支払わない限り、当会に対する売買代金および所定の手数料等（第６章　手数料）の支払義務を免れることはできません。

第３１条（立替払）

１）当会は、買手が前条第１項に基づく債務の支払を怠ったときは、買手が落札した車両の売買代金、リサイクル料預託金相当額および自動車税を買手に代わって売手に対し立替払いすることがあります。この場合、買手は当該立替払いに対し異議を述べることができません。

２）当会が前項の立替払いをした場合は、買手は買手の売手に対する相殺、解除およびその他の事由をもって当会に対する立替金債務の全部または一部の支払を拒絶することができません。

第３２条（車両の所有権移転）

落札車両の所有権および危険負担は、買手が当会に対し売買代金、リサイクル料預託金相当額および所定の手数料等を完済したときに売手から買手に移転するものとします。

第３３条（落札車両の搬出）

買手は、第３０条第２項に従い所定の支払を行った後、落札した車両を搬出することができ、かつ、この場合、落札日から４営業日以内に当該車両を搬出して頂きます。

万一、上記期日内に当該車両の搬出がなされない場合には、買手は当会に対し、上記期日の翌日から搬出までの間、１日あたり１台に付き金５，０００円の違約金を支払うものとします。

第３４条（手数料）

買手には、当会に対し所定の手数料（第６章　手数料）をお支払い頂きます。

第３５条（落札権利の喪失）

１）買手が、第３０条第２項に従い所定の支払を完了しない場合、原則として、買手は当然に落札者たる権利を喪失するものとします。

２）前項の場合において、当会は、買手に代わって第３０条、２）所定の支払を行うことができます（以下「立替払い」という。）。なお、立替払いは当会の自由な判断において行うものであり、買手または売手は当会に立替払いを求めることはできません。

３）当会が立替払いを行った場合には、当会は、当会の選択により、買手に当該売買代金、所定の手数料および遅延損害金の合計額全額の支払を求めるか、または当該車両を当会が適当と認める方法により任意に当該車両を売却処分することができるものとします。

４）前項により当会が買手に当該売買代金、所定の手数料および遅延損害金の合計額全額の支払を求めた場合において、買手が当会に対して当該売買代金、所定の手数料および遅延損害金の合計額全額の支払を支払ったときは当該落札車両を買手に引き渡すものとします。

５）第３項により当会が当該車両を任意に売却処分し、その処分代金を当会が受領したときは、買手の当会に対する立替金債務に充当することができるものとし、当会が該当車両を任意に売却処分した価格が当会が立替えた額を下回ったときは、権利を喪失した買手は当会に対し、その差額を現金でお支払い頂くものとします。

第３６条（譲渡書類の引渡）

１）当会が売手から受領した落札車両の譲渡書類は、買手から当会に対して売買代金の入金が完了した後、当会から買手にお引渡しします。

２）買手は、落札月の翌月末日までに落札車両について名義変更を完了しなければならないものとします。

３）買手は、当会に対し、名義変更後、速やかに名義変更済みの自動車検査証の写しを提出するものとします。落札した月の翌々月１０日までにこの写しの提出がない場合、当会は、名義変更の有無につき調査を実施するものとし、買手には、この調査費用として一律３，０００円をお支払い頂きます。

４）譲渡証明書については、万一紛失され場合には、売手は再発行には応じませんので、ご注意下さい。

５）買手が自己の都合により譲渡書類のうち資格証明書、印鑑証明書の差し替えまたは紛失による再発行を当会に対し申し出たときは、売手は当該書類の差し替えまたは再発行に応ずるものとし、買手は当会に対し、所定のペナルティおよび当会の事務手数料として一台に付き５，０００円をお支払い頂きます。

６）落札車両について、譲渡書類、出品票の記載事項との相違が認められたときは、買手は当会に対し、譲渡書類受領後３営業日以内にその旨申告するものとします。

第３７条（表示の消去）

落札車両に売手等の商号、屋号、ロゴマーク等の表示がある場合、買手は、当該落札車の引渡しを受けた後、直ちに当該表示を消去して頂きます。万一、買手がこの消去を怠り、その結果、売手が損害を被ったときは、買手は売手に対し、その損害を賠償して頂きます。なお、当該表示の消去については、当会は一切責任を負いません。

第５章　解約に関する規定

第３８条（成約車両の解約）

売手、買手とも、本章に定めるほかは、成約した取引を解約することはできません。

第３９条（買手による解約）

成約した車両について下記の事由が認められる場合は、各号に定める期間内に限り、買手は、成約した取引を解約することができます。なお、本条によって解約された場合、売手には、当会に対し、当会所定のペナルティをお支払い頂く他、落札料、車両の陸送料その他当会が実費と認めた金額をお支払い頂きます。

（１）成約車両に走行距離メーターの交換があったにもかかわらず、出品票にその旨の記載がなかった場合、または成約車両についてメーター巻き戻しの形跡が明白に認められる場合、成約後６ヶ月以内。（但し、整備記録簿等から判明する場合は整備記録簿等の受領日から7営業日以内）

（２）　前号の他、成約車両について譲渡書類または出品票の記載事項と異なる場合（なお、当該記載事項と異なる項目は別紙「記載事項相違車両ペナルティ規定」によるものとします）譲渡書類受領後３営業日以内。

（３）落札日から３６日間が経過しても譲渡書類が提出されない場合。

（４）第１８条第１項（１）、（３）および（５）の場合、落札後１ヶ月以内。

第４０条（買手都合による解約）

買手は、前条に定める事由が認められない場合も、入札会において落札した車両について、落札日当日、午後５時３０分までに限り、当会所定のペナルティを支払うことにより取引を解約することができるものとします。但し、入札終了後の商談により落札した場合は、その限りではありません。

第４１条（売手都合による解約）

売手は、入札会に出品した車両について、成約当日、午後５時３０分までに限り、当会所定のペナルティを支払うことにより取引を解約することができるものとします。

第６章　手数料

第４２条（手数料）

売手、買手の方には、当会に対して以下の手数料をお支払い頂きます。

（１）出品料（売手負担）１台に付き…１４，０００円

但し、中・大型車は２４，０００円

（２）落札料（買手負担）１台に付き…９，０００円

但し、中・大型車は　１２，０００円

（３）検査付車両（売手負担）１台に付き…３，０００円

（４）抹消登録代行料（依頼者負担）１台に付き…３，０００円

なお、上記諸手数料には別途消費税を加算させて頂きます。

第７章　自動車税

第４３条（負担区分）

成約した車両に関する自動車税は、以下の区分に従い各自負担するものとします（但し、軽自動車については、第４５条によるものとします）。

（１）成約月の翌月末日までの分…売手負担

（２）落札月の翌々月１日以降の分…買手負担

第４４条（精算）

買手には、落札した車両について名義変更の手続を完了したときは、直ちに名義変更の事実が分かる書類のコピーを当会宛てご提出頂くと同時に、前条で負担すべき自動車税相当額をお支払い頂きます。当会から売手に対する自動車税相当額のお支払いは、買手からご入金があることを条件として、ご入金があった日を基準として、毎月２５日締めで集計し、その翌月１５日（但し、１５日が金融機関の非営業日の場合には翌営業日）払いとします。

第４５条（軽自動車に関する規則）

１）４月１日から翌年２月末日までの間に開催された入札会において落札された検査付軽自動車に関する自動車税は、全額売手が負担するものとします。

２）３月１日から同月末日までの間に開催された入札会において落札された検査付軽自動車に関する自動車税は、当該年度分については売手が全額を負担し、翌年度分については買手が全額を負担するものとします。この場合、買手には、当会に対して１０，０００円を預託して頂き、同年３月末日までに買手が名義変更を完了した場合は、この預託金全額を買手に返還するものとし、同名義変更の完了が同年４月１日以降となった場合は、預託金の中から１か年分の自動車税相当額を差し引き、これを翌年度分の自動車税の支払に宛てることとし、その余剰はこれを当会の事務手数料として頂くこととし、買手に対する返還は致しません。

第８章　ペナルティ

第４６条（ペナルティ）

売手、買手の方には、別紙ペナルティ規定に従い各自当会に対してペナルティをお支払い頂きます。

なお、ペナルティには別途消費税を加算させて頂きます。

第９章　インターネットを利用した入札

第４７条（入札会への参加制限等）

会員について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じたときは、当会は、その会員に対して、予告なしでインターネットを利用した入札会への参加を制限し、または当会を退会させることができます。

（１）本入札会規定を遵守しなかったとき。

（２）インターネット上で提供される当会の文章、データまたは画像を無断で使用したとき。

（３）当会の ID またはパスワードを当該会員以外の者に使用させたとき。

（４）その他上記各号に準ずる事由が生じたとき。

第４８条（免責）

次の各号に定める事由その他理由の如何を問わずインターネットによる入札に支障が生じた（または、入札会の不成立）ことによる会員の不利益または損害については、当会は一切の責任を負いません。

（１）ホストコンピュータのハードウエアまたはソフトウエアの故障等の原因による支障または損害。

（２）通信回線のトラブル等が原因による支障または損害。

（３）会員の端末機器のハードウエアまたはソフトウエアが原因による支障または損害。

（４）会員の操作ミスまたは管理ミスによる支障または損害。

（５）WEB、メール等でのウイルス等が原因による支障または損害。

（６）メール・サーバー等の障害が原因による支障または損害。

（７）ID またはパスワードの漏えいが原因による支障または損害。

（８）地震、火災、雷、水害または停電等の不可抗力が原因による支障または損害。

（９）当会が指定した環境以外で運用した場合の故障等による支障または損害。

第４９条（ＩＤおよびパスワード）

１）インターネットを利用して入札を行う場合に必要なＩＤおよびパスワードは、当会が別途書面をもって付与します。

２）会員は自己の責任でＩＤおよびパスワードを管理しなければなりません。万一、当会の責めに帰する事由によらずＩＤおよびパスワードが第三者に漏えいし、会員が損害を被った場合は、当会は一切の責任を負いません。また、会員のＩＤまたはパスワードが第三者に漏えいしたことにより、当会または他の会員に損害が生じた場合にはその会員は当会または他の会員に生じた損害の賠償責任を負うものとします。

第１０章　その他

第５０条（本入札会規定の改定）

本規定は、当会が必要と認めた場合には、これを随時改定できるものとし、改定後の規定は、監督諸官庁に届出のうえ、当会会場内に掲示致します。

第５１条（管轄裁判所）

当会と各会員間の紛争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第５２条（個人情報保護）

当会は、本入札会を運営するにあたり、会員に関する個人情報につきましては、個人情報保護に関する法令及び指針並びに日本ＧＥ株式会社の関連諸規定を遵守し、本規定の履行及び本入札会に関連し必要な範囲で利用するものとします。

第５３条（反社会的勢力の排除）

１）会員は、次の事項を確約します。

（１）現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および暴力団員等が経営を支配していると認められる関係、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係、役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。

（２）自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと。

２）会員が前項に違反した場合、当会は、催告を要せず通知のみで、この規定に基づく会員の期限の利益を喪失させることができ、また会員を強制的に退会させることができます。

ペナルティ規定

下記金額は１台あたり金額（円)

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2"></th><th colspan="2">売手負担</th><th>買手負担</th><th rowspan="2">申告期限</th></tr>
<tr><th>ペナルティ</th><th>実費負担</th><th>ペナルティ</th></tr>
<tr><td rowspan="6">成約車両の解約</td><td colspan="2">買手都合によるキャンセル（第４０条）</td><td>—</td><td>—</td><td>50,000</td><td>入札会当日で
当会営業時間内</td></tr>
<tr><td colspan="2">売手都合によるキャンセル（第４１条）</td><td>50,000</td><td>—</td><td>—</td><td>入札会当日で
当会営業時間内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第39条による解約</td><td>（1）号
走行キロ相違</td><td>70,000</td><td>往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品（成約）料は返金されない</td><td>—</td><td>成約日から 6 ヶ月以内　但し、整備記録簿にメータ交換等の記載がある場合は７営業日以内</td></tr>
<tr><td>（2）号
記載内容の相違</td><td colspan="4">別項規定の通り</td></tr>
<tr><td>（3）号
23 条 1）譲渡書類が成約日から 36 日以内に揃わない場合</td><td>70,000</td><td>往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品（成約）料は返金されない</td><td>—</td><td></td></tr>
<tr><td>（４）号
第 18 条（1）、(3)、（5）の出品禁止車を出品し成約となった場合</td><td>70,000</td><td>往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品（成約）料は返金されない</td><td>—</td><td>(1)、(3)、(5) は落札日から 1 ヶ月以内</td></tr>
<tr><td colspan="3">第７条及び第 49 条に違反した場合入札参加制限＋ペナルティ</td><td>—</td><td>—</td><td>100,000</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">第 36 条５
書類の差し替え、再発行</td><td>差し替えの場合</td><td>—</td><td>—</td><td>20,000</td><td></td></tr>
<tr><td>一部を紛失した場合</td><td>—</td><td>—</td><td>30,000</td><td></td></tr>
<tr><td>全部を紛失した場合</td><td>—</td><td>—</td><td>50,000</td><td></td></tr>
<tr><td>事務局手数料</td><td>—</td><td>—</td><td>１台に付き
5,000</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">第 33 条　搬出遅延</td><td></td><td></td><td>１日、１台に付き 5,000</td><td></td></tr>
</table>

（注）ペナルティは売手、買手共当会へ支払うものとします。

記載事項相違車両ペナルティ規定（出品者負担）

※申告期限：書類受領後3営業日以内、

下記金額は1台あたり金額(円)

	ペナルティ		実費負担
	キャンセル	値引き	
（1）年式の相違 現車が表記より低年式の場合	30,000	値引きも可	往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
（2）年式の相違 現車が表記より高年式の場合	ノークレーム		
（3）型式	20,000	値引きも可	キャンセルの場合、往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
（4）グレード （但し、現車グレードが上級の場合はノークレーム）	20,000	値引きも可	キャンセルの場合、往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認め加修費。但し、出品、成約料は返金されない
(5)輸入車において並行車を正規車として表示した場合	20,000	値引きも可	往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
（6）車歴	30,000	値引きも可	キャンセルの場合、往復陸送料（会場と落札店所在地間）、落札料および当会が認めた実費。但し、出品、成約料は返金されない
（7）車検有効期限 （残月数×右記金額）とする	—	登録車5.000円 軽自　3,000円	—

注1.（4）グレードは（財）日本自動車査定協会発行のガイドブックに準拠しています。
拠って、当該現車類別番号からガイドブックより検索された記載グレードが現車グレードと相違があったとしてもペナルティは免責されるものとします。

注2.次の場合当ペナルティは免責されるものとします。

1）当該車両の成約額が10万円以下の場合
2）初度登録年より10年以上経過した車両
3）構内用車両
4）事故現状車

注3.キャンセルに係わる実費は当会が認める範囲内とします。

以上